ハ　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が七〇実効テラ演算を超えるもの（最大性能が七〇実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）

ニ～ヌ　［略］

四・五　［略］

第九条　輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九の三　［略］

十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　［略］

ニ　レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

１　［略］

２　多重横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの

一　一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二五ワットを超えるもの

二・三　［略］

３～５　［略］

（二）～（六）　［略］

ホ・ヘ　［略］

十の二～十二　［略］

十三　レーザーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）

イ～ヌ　［略］

ル　次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの

（一）　［略］

（二）　圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の１から５までの全てに該当するものを除く。）

１　パルス圧縮比が一五〇以下のもの

２・３　［略］

４　ピーク出力が二五〇ワット以下のもの

５　［略］

ヲ　次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの（船舶航行サービスのために設計された装置又はその部分品を除く。）

（一）～（四）　［略］

十三の二～十六　［略］

第十条　輸出令別表第一の一一の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

七　水中ソナー航法装置であって、方位情報を用い、かつ、ドップラー速度ログ若しくは相関速度ログを用いるもののうち、位置精度が平均誤差半径で移動した距離の三パーセント以下のもの又はその部分品

八・九　［略］

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体若しくはこれらの部分品又は準軌道用の飛しょう体であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ヘ　［略］

ハ　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二九実効テラ演算を超えるもの（最大性能が二九実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）

ニ～ヌ　［略］

四・五　［略］

第九条　輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九の三　［略］

十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　［略］

ニ　レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

１　［略］

２　多重横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの

一　一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が一五ワットを超えるもの

二・三　［略］

３～５　［略］

（二）～（六）　［略］

ホ・ヘ　［略］

十の二～十二　［略］

十三　レーザーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）

イ～ヌ　［略］

ル　次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの

（一）　［略］

（二）　圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の１から５までの全てに該当するものを除く。）

１　パルス圧縮比が一五〇以下のもの

２・３　［略］

４　ピーク出力が二五〇ワット以下のもの

５　［略］

ヲ　次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの（船舶航行サービスのために設計された装置又はその部分品を除く。）

（一）～（四）　［略］

十三の二～十六　［略］

第十条　輸出令別表第一の一一の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

七　水中ソナー航法装置であって、船首センサーを組み込み、かつ、ドップラー速度ログ若しくは相関速度ログを用いるもののうち、位置精度が平均誤差半径で移動した距離の三パーセント以下のもの又はその部分品

八・九　［略］

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ヘ　［略］